

令和8年6月12日

学校法人佐保会学園 理事会 御中
学校法人佐保会学園 評議員会 御中

学校法人佐保会学園

監事 岡田 伸子



監事 富島 淳



監 事 監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第52条第1項および寄附行為第28条第1項第1号の定めに基づき、令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)における学校法人佐保会学園(以下、「学園」といいます。)の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施しました。その方法及び結果について、寄附行為第28条第1項第2号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容の概要

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、学園の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人 栄監査法人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、計算書類等(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および附属明細書)ならびに財産目録について、会計監査人の監査の方法および結果を検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務監査の結果

理事の職務執行は、法令および寄附行為に違反する事項はなく、適正に行われているものと認めます。

(2) 会計監査人による監査の方法および結果の相当性についての意見

会計監査人 栄監査法人 の監査の方法および結果は、相当(適正)であると認めます。

※会計監査人の監査結果(計算書類等が学校法人会計基準に準拠して適正に表示している等)について、監事として異議がない旨を表します。

(3) 計算書類等および財産目録の監査結果

会計監査人の監査結果および監事による監査の結果に基づき、計算書類等、附属明細書および財産目録は、法人の財産および収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上